

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）及び、令和4年4月28日、閣議決定された「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和4年度一般会計予備費の使用」に基づき、実施するものです。島田市におきましても6月議会において補正予算を計上いたします。
詳細は下記のとおりです。

記

1 今回の取扱いの趣旨

現在、令和3年度住民税非課税世帯に対しては、原則として、確認書の送付による「プッシュ型」の給付としているが、令和3年1月以降に収入が減少した「家計急変世帯」については、必要書類を添えて、ご本人から申請いただく必要がある。

家計急変世帯の申請については、令和4年度住民税確定後は、令和3年中の収入により申請する場合は、令和4年度の課税状況で判定となるため、本年6月頃に、令和4年度の課税状況が明らかになった以降は、この情報を活用し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、本給付金が支給済でない世帯に対してプッシュ型で給付の確認書をお送りすることで、お困りの方々に、確実に給付する。

2. 対象者

(1) 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 850世帯（見込み）

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯 30世帯（見込み）

※「令和3年度住民税非課税世帯」または「家計急変世帯」として給付を受けた世帯等を除く。

3 給付額 1世帯当たり10万円

4 実施主体 島田市

5 事業費（補正予算計上分）

給付金 30,000千円（@100,000円×300世帯）

事務費 17,466千円

合計 47,466千円

6 経費負担 給付事業費及び事務費は、国が補助（10/10）

7 今後のスケジュール（予定）

6月2日 6月市議会定例会 補正予算計上
システム改修等支給に向けた準備開始

7月上旬以降 個別通知発送、確認書受理開始
市HP等により広報（随時更新）

7月下旬以降 指定口座への振込開始